

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

|                                  |   |                                   |   |
|----------------------------------|---|-----------------------------------|---|
| ○市民管理協定の認定<br>(みどり再生推進室)         | 一 | ○本庄都市計画道路の変更<br>(都市計画課)           | 四 |
| ○大規模小売店舗の変更に関する<br>公示<br>(商業支援課) | 一 | ○児玉都市計画道路の変更<br>( )               | 四 |
| ○ヨーネ病疑似患畜の発生<br>(畜産安全課)          | 二 | ○軽油引取税に係る特約業者の指<br>定取消告示<br>(税務課) | 四 |
| ○測量法に基づく公共測量の実施<br>(用地課)         | 二 | ○開発行為に関する工事の完了公<br>告<br>(東松山県土)   | 四 |
| ○測量法に基づく公共測量の終了<br>( )           | 二 | ○県道本庄寄居線の区域の変更<br>(本庄県土)          | 五 |
| ○測量法に基づく公共測量の実施<br>( )           | 三 | ○開発行為に関する工事の完了公<br>告<br>(杉戸県土)    | 五 |
| ○雨水流出抑制施設の告示<br>(河川砂防課)          | 三 |                                   |   |
| ○一般国道十七号本庄道路に係る<br>環境影響評価書の縦覧    | 三 |                                   |   |
| ○深谷都市計画道路の変更<br>(都市計画課)          | 三 |                                   |   |
| ( )                              | 四 |                                   |   |

## 告示

### 埼玉県告示第九十号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例  
(昭和五十四年埼玉県条例第十号) 第十  
九条第一項の規定に基づき、市民管理協  
定の認定をしたので、同条第二項の規定  
により公告する。

平成二十一年二月十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 認定市民管理協定の名称  
加納峯市民緑地市民管理協定
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地  
の区域  
桶川市大字加納字峯四八三番一、四  
八六番一
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管  
理の方法
- 四 認定市民管理協定の有効期間  
平成二十一年一月一日から平成二十  
六年十二月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日  
平成二十一年二月三日

### 埼玉県告示第九十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届  
出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により  
公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 届出の概要等
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店  
入間市宮寺三千百六十九外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) コストコ 午前十時から午後八時三十分

(変更後) コストコ 平日 午前九時十分から午後九時

土日祝 午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) コストコ 午前九時三十分から午後九時(年間三十日午後九時三十分)

(変更後) コストコ 平日 午前九時から午後九時三十分

土日祝 午前八時三十分から午後九時三十分

変更年月日 平成二十一年二月二十八日

ハ 変更年月日

届出年月日 平成二十一年一月二十七日

ニ 縦覧期間

縦覧場所 埼玉県産業労働部商業支援課

三 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年二月十日から平成二十一年六月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により公示す

り次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示す

埼玉県告示第九十四号

測量計画機関の長である熊谷市長富岡清から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年二月十日 埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関 熊谷市

二 作業種類 公共測量(二級基準点測量)

三 作業地域 熊谷市楊井地内

四 作業期間 平成二十一年二月十日から平成二十一年二月二十八日まで

測量計画機関の長である桶川市長岩崎正男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年二月十日 埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関 桶川市

二 作業種類 公共測量(二級基準点測量)

三 作業地域 桶川市大字加納地内

四 作業期間 平成二十一年二月二日から平成二十一年三月二十五日まで

平成二十一年二月十日

埼玉県知事 上田清司

|   |            |             |        |          |              |    |
|---|------------|-------------|--------|----------|--------------|----|
| 牛 | ヨーネ病       | 疑似患畜        | 一頭     | 上尾市      | 平成二十一年一月二十二日 | 隔離 |
|   | 伝染病及び家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 頭数及び群数 | 発生場所又は区域 | 発生年月日        | 処置 |

公示した公共測量(四級基準点設置測量)は、平成二十一年一月十三日終了した旨測量計画機関の長である草加市長木下博信から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年二月十日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第百九十六号

測量計画機関の長である羽生市長河田晃明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年二月十日

埼玉県知事 上田 清司

一 測量計画機関

羽生市

二 作業種類

公共測量(空中写真撮影)

三 作業地域

羽生市全域

四 作業期間

平成二十年十二月一日から平成二十一年三月十九日まで

埼玉県告示第百九十七号

測量計画機関の長である白岡町長小島卓から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年二月十日

埼玉県知事 上田 清司

一 測量計画機関

白岡町

二 作業種類

公共測量(空中写真撮影)

三 作業地域

白岡町全域

四 作業期間

平成二十年十二月一日から平成二十一年二月二十七日まで

埼玉県告示第百九十八号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年二月十日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

第二〇〇七―六八―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

加須市大字水深字小川台二一三六

他四四筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 一一八三・四五立方メートル

埼玉県告示第百九十九号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年二月十日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

第二〇〇七―七一―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

羽生市大字北袋字北谷二六八

他二六筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 二五六・五〇立方メートル

埼玉県告示第百二百号

環境影響評価書を作成したので、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十七条の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年二月十日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

イ 名称

埼玉県

代表者の氏名

埼玉県知事 上田 清司

ハ 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

イ 名称

一般国道十七号本庄道路

ロ 種類

一般国道の改築

ハ 規模

延長約十四キロメートル(四車線)

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

埼玉県本庄市、深谷市(平成十八年一月一日合併前の大里郡岡部町の区域に限る。)及び児玉郡上里町並びに群馬県高崎市(平成十八年一月二十三日合併前の多野郡新町の区域に限る。)の各一部

四 関係地域の範囲

埼玉県本庄市、深谷市(平成十八年一月一日合併前の深谷市及び大里郡岡部町の区域に限る。)及び児玉郡上里町並びに群馬県高崎市(平成十八年一月二十三日合併前の高崎市及び多野郡新町の区域に限る。)、伊勢崎市(平成十七年一月一日合併前の伊勢崎市及び佐波郡境町の区域に限る。)、藤岡市(平成十八年一月一日合併前の藤岡市の区域に限る。)及び佐波郡玉村町

五 環境影響評価書の縦覧の場所、期間及び時間

イ 縦覧の場所  
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県環境部温暖化対策課、埼玉県熊谷県土整備事務所、埼玉県本庄県土整備事務所、埼玉県北部環境管理事務所、本庄市都市計画課、深谷市都市計画課及び児玉郡上里町まち整備課  
ロ 縦覧の期間及び時間  
平成二十一年二月十日(火)から同年三月十日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで

埼玉県告示第二百一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、深谷都市計画道路を変更した。  
なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年二月十日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第二百一十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、本庄

都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十一年二月十日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第二百一十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、児玉都市計画道路を変更した。  
なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十一年二月十日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県大宮県税事務所長告示第七号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。  
平成二十一年二月十日

埼玉県大宮県税事務所長 古 庄 清

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 氏名又は名称          | 有限会社武南石油           |
| 代表者の氏名          | 稲垣 裕子              |
| 主たる事務所又は事業所の所在地 | 埼玉県鳩ヶ谷市坂下町四丁目十七番十号 |
| 指定取消年月日         | 平成二十年十一月三十日        |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
平成二十一年二月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀 井 清 司

- 一 許可番号  
平成二十年九月二十六日 第二〇〇〇六三〇号
- 二 検査済証番号  
平成二十一年二月五日 第二〇〇一一七号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称  
比企郡吉見町大字下細谷字東上八九一、九〇一三
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
比企郡吉見町大字下細谷九三 岡野 寛之

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十一年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十一年二月十日  
 埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木信司
- 一 道路の種類 県道
  - 二 路線名 本庄寄居線
  - 三 道路の区域

| 旧新別 | 区                                   | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>(メートル)長 | 備<br>考  |
|-----|-------------------------------------|---|-----------------|--------------|---|
| 旧A  | 本庄市北堀字田端一六三番六地先から同北堀字前田一九三四番一地先まで   |   | 一一・五七<br>一三・四六  | 一八二・一        |   |
| 新A  |                                     |   | 一三・〇〇<br>一七・七〇  | 一四六・〇        | 橋りよう架け換え工事<br>新Bは工事期間中の迂回路としての借地であり、工事終了後撤去現況復旧し返還予定。 |
| 新B  | 本庄市北堀字田端一六三番二から同北堀字前田一九二七番三<br>地先まで |   |                 |              |   |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 平成二十一年一月十五日  
 杉整第一四七五―一号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称 北葛飾郡鷺宮町大字久本寺字谷田四六一六、四七一―
  - 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 さいたま市緑区道祖土二―一―一 二―四〇二 野口 純一

- 一 許可番号 埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一  
 平成二十年十月十五日  
 指令杉整第二〇〇〇九六〇号
- 二 検査済証番号

|      |   |
|------|---|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日   |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)  |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一<br>〇四八―八二四―二二―一(代表)                              |
| 印刷所  | 埼玉新聞社<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷   | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>〇四八―八六―二二九〇―一(代表)                          |